

山形県中小企業パワーアップ補助金(被災事業者支援事業)

1. 概要

令和4年8月3日から8月4日に発生した大雨災害により被災した災害救助法適用の4市6町（米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）の**小規模事業者**が行う事業再建の取組みを支援するため、山形県知事が認定したものに対して補助金を交付します。

2. 補助対象者

令和4年8月3日から8月4日にかけての大雨災害に係る災害救助法適用の4市6町に事業所を有し、当該災害により被害を受けた小規模事業者（商工業者に限る）

3. 補助対象事業

被災事業者が行う事業再建や販路開拓・生産性向上等に資する取組み

4. 補助率・補助金額・補助対象経費・補助対象者の要件

- (1) 補助率 : 2/3 以内
(2) 補助金額 : 10~200 万円以内
(3) 補助対象経費 : 機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、資料購入費、受講料、災害復旧費
※災害復旧費は令和4年8月3日の発災以降に発注した経費まで遡及可能。ただし、災害復旧費のみの申請は不可（他の経費と合わせて申請する必要があります）。
(4) 補助対象者の要件 : 補助対象者は以下の要件をすべて満たしている必要があります。
・ 事業計画について、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所等)の確認を受けた事業者であること
・ 令和4年8月3日からの大雨災害により被災し**公的機関発行の公的証明（被災証明書等）を受けた事業者であること**
・ **BCP（事業継続計画）策定済みであること**

5. スケジュール(予定)

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和6年1月31日（水）まで【期限厳守】

	実施予定時期
公募開始	令和5年4月10日（月）
申請書受付開始	令和5年4月14日（金）
申請書提出締切	令和5年6月14日（水）
事業採択決定・補助金交付決定	令和5年7月下旬頃

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費（災害復旧費を除く）及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 企業振興担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL : 023-630-2354

URL <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/chusho-powerup.html>